

豊中市立図書館電子書籍の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市図書館条例（昭和25年豊中市条例第22号）及び図書館規則（昭和25年規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、「豊中市デジタル図書館」における電子書籍貸出サービス（以下「電子書籍貸出サービス」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 電子書籍貸出サービスを利用することができる者は、規則第15条の規定による豊中市立図書館利用者カード（以下「利用者カード」という。）の交付を受けた者のうち市内に居住、在学（園）若しくは在勤の個人とする。

2 利用者カードが失効している者は電子書籍貸出サービスを利用することができない。

(利用方法)

第3条 電子書籍貸出サービスの利用は、豊中市が契約する事業者（以下「契約事業者」という。）がインターネットにおいて構築する電子資料配信サービスにより行うものとする。

2 豊中市立図書館は前条1項に定める利用者にID及びパスワードを交付するとともに、契約事業者へ提供する。なお、通知においては特定の個人を識別できる個人情報は含まない。

(ID及びパスワードの取扱い)

第4条 電子書籍貸出サービスを利用するためのID及びパスワードの取り扱いについては、各号のとおりとする。

(1) ID及びパスワードは、利用者カード1枚につき1つとし、あらかじめ付与するものとする。

(2) IDの有効期限は利用者カードと同じとする。

(3) 利用者は、ID及びパスワードを他人に譲渡又は貸与してはならない。

(4) 利用者は、ID及びパスワードを紛失又は不明とした場合は速やかに豊中市立図書館に届け出なければならない。

(5) 利用者の故意又は過失によりID及びパスワードが利用者以外に使用され、損害が生じた場合、当該利用者がその責めを負わなければならない。

(6) 利用者が電子書籍貸出サービスの利用を中止しIDの削除を希望する場合は、本人が図書館窓口で利用者カードと本人確認できる証明書等を提示し、豊中市デジタル図書館利用中止届（様式第1号）を提出しなければならない。乳幼児については、保護者が乳幼児の利用者カードと本人確認できる証明書等を提示して、豊中市デジタル図書館利用中止届を提出するものとする。

(個人貸出し)

第5条 電子書籍の貸出数量は3点、期間は2週間とする。ただし、他の利用を妨げないかぎり、さらに2週間延長することができる。

(返納)

第6条 電子書籍の貸出し期間が満了したときは、自動で返納されるものとする。

(予約)

第7条 電子書籍が貸し出されている等のために直ちに利用できない場合に、電子書籍の貸出しの予約（以下「予約」という。）をすることができる。ただし、未所蔵資料は、予約することはできないものとする。

- 2 同時に予約できる電子書籍の数量は、3点以内とする。
- 3 電子書籍の予約確保の連絡は行わない。

(予約の取消し)

第8条 予約資料の利用が可能になった日の翌日から7日を経過しても電子書籍の利用がないときは、当該予約を取り消したものとみなす。

(サービス利用の対価)

第9条 電子書籍貸出サービスの利用は無料とする。ただし、電子書籍貸出サービスの利用に係る機器、通信費等については、すべて利用者の負担とする。

(サービスの休止)

第10条 岡町図書館長は、次の号のいずれかに該当するときは、電子書籍貸出サービスの全部又は一部を休止することができる。

- (1)電気通信事業者による設備の保守その他システム上の障害復旧等のため運用を停止するとき。
- (2)天変地異等不可抗力の要因により運用することができないとき。
- (3)その他岡町図書館長が運用を停止する必要があると認めるとき。

(著作権法に関する禁止行為等)

第11条 何人も電子書籍貸出サービスで提供される電子書籍を複製してはならない。

(賠償責任)

第12条 利用者が、電子書籍貸出サービスの利用により生じた一切の損害に対して、豊中市立図書館はいかなる責めも負わないものとする。

- 2 利用者が、このサービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該利用者においてその賠償の責めを負わなければならない。
- 3 豊中市立図書館は、このサービスにおける情報提供の遅延または中断、システムの停止その他の事由により利用者に損害が生じても一切の責任を負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、岡町図書館長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

